

令和8年度「Adventure KYOTO」推進に向けた市場調査及び戦略策定業務に係るプロポーザル 御質問への回答

No.	該当文書	項目番号	質問内容	回答
1	募集要項	5 応募資格 【参考】京都市競争入札等取扱要綱(一部抜粋) (競争入札の参加者の資格) 第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。 (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。 (略)	京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項第2号において「引き続き1年以上当該営業を営んでいること」と記載がある。設立してから1年が経過していないが、事業継承して設立した経緯があり、事業自体は1年以上の実績がある。応募資格を満たしているか。	<p>設立から1年未満の応募者は、「引き続き1年以上当該営業を営んでいること」を確認するため、以下の書類を提出してください。</p> <p>○「会社合併」「会社分割」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併元会社の閉鎖事項全部証明書(会社合併の場合) ・分割会社の履歴事項全部証明書(会社分割の場合) ・上記に加え、合併もしくは分割に係る契約書もしくはそれに相当する書類(新設分割計画書等)の写しを添付してください。 <p>○「事業譲渡」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡会社の履歴事項全部証明書 ・上記に加え、事業譲渡に係る契約書もしくはそれに相当する書類の写しを添付してください。 <p>ただし、事業譲渡契約書等が存在しない場合、取締役会議事録、株主総会議事録など事業譲渡を確認できる書類の写しを添付してください。議事録内に社外秘情報が含まれる場合は、当該箇所をマーキングするなどにより対応してください。</p> <p>上記書類の提出により、応募者の設立期間が1年未満であっても、1年以上の事業実績が確認できれば、応募資格を満たしているものとみなします。</p>
2	仕様書	4 業務内容 (6) 想定されるターゲット層へのインタビュー調査	「ターゲットとする市場において送客実績をもつトラベルデザイナー、エージェント等、10件以上(少なくとも海外のエージェント等を5件以上含むこと)」と仕様書に記載されているが、「海外のエージェント」とは、海外向けの日本企業なのか。それとも海外拠点のエージェントなのか。	ターゲットとする市場において、送客実績のある海外拠点のエージェント(旅行業を主たる業務として営んでいる)等を想定しています。
3	仕様書	4 業務内容 (6) 想定されるターゲット層へのインタビュー調査	調査はどのようなATの実施経験でも良いのか(ATの分野として、サイクリングや文化体験などの指定はないか。)	どのようなAT実施経験でも構いませんが、仕様書4ページに掲載のコンセプトの受容性やサービス水準、競合比較の項目を参考にして調査を行うようにしてください。
4	仕様書	4 業務内容 (8)最終報告書の作成	「共有ツール」の作成について、WEBにて最終報告書を公開し、政策論や専門用語については補足解説を付けるイメージでもよいのか。	「共有ツール」は、最終報告書とは別に作成することを想定しています。「共有ツール」の作成に当たっては、政策論や専門用語に馴染みのない様々な事業者等と共有することを念頭に分かりやすい内容を意識してください。また、公表手段(リーフレット、冊子、Webテキスト等)については、企画提案書において案を提示してください。